

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	大日建設株式会社	代表者氏名	大林 博美
主たる営業所の所在地	北佐久郡軽井沢町大字長倉5638番地		
許可番号	長野県知事(般-28) 第709号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、舗、園

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成29年3月27日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定による営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部2 期間 平成29年4月10日から平成29年4月12日までの3日間		
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
その他参考となる事項	<p>大日建設株式会社の代表取締役大林博美は、佐久簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により略式命令を受け、平成28年12月2日、罰金刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>		